



日本経済の「いま」を教えてください
地域の未来づくりにも役立ってます

平成24年
2月1日

総務省・経済産業省・大阪府・市町村



平成24年 経済センサス 活動調査



今回の調査について

経済センサスキャンペーン

検索



経済センサス全般について

経済センサス総合ガイド

検索



<http://www.stat.go.jp/data/e-census/campaign/index.htm>

<http://www.stat.go.jp/data/e-census/guide/index.htm>

Q.いつから、どうやって調査するの？

A:平成24年1月末日までに調査票をお届けします。
2月1日以降に提出してください。

調査員が直接伺い、
調査票をお配りします。
調査票は2月1日以降に
提出してください。



Q.必ず答えなければいけないの？

A:調査への報告は法律で義務づけられています。

回答をいただけなかったり、
回答をいただいても不正確・不完全な
部分があると、精度の低い統計しか
作成できません。
その結果、誤った施策を決定してしまう
可能性があります。このため、統計法に
は報告の義務とこれに反したときの
罰則が定められています。



「経済の国勢調査」です。全国すべての企業・すべての事業所が対象です。

調査票は平成24年1月末日までにお届けします。2月1日以降に提出をお願いします。

この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、調査票に記入して提出する義務があります。
提出された内容は統計作成の目的以外(税の資料など)には、絶対に使用しません。

〔問い合わせ先〕大阪府総務部統計課 事業・産業グループ *大阪府統計課からのお知らせ

06-6210-9205, 06-6210-9206

<http://www.pref.osaka.jp/toukei/top/24census-oshirase.html>

2011年12月号
(毎月1回発行)



大阪府

大阪府総務部統計課

〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 19階 / 電話 06(6210)9196

統計課ホームページ <http://www.pref.osaka.jp/toukei/>

再生紙を使用しています。